

令和7年度 第2回

和泉市総合教育会議

令和7年6月19日（木）

和泉市・和泉市教育委員会



本日の流れ

1. 令和7年度総合教育会議のスケジュール
2. コミュニティ・スクールとは
3. 各種組織、団体の状況
4. 本市におけるコミュニティ・スクール導入の経過
【質疑】
5. コミュニティ・スクールの取組事例について
6. コミュニティ・スクールを進めていく上での課題
【意見交換】

1. 令和7年度総合教育会議の スケジュール

令和7年度のスケジュール

日程	内容
6/19	コミュニティ・スクールとは 本市のコミュニティ・スクール推進の現状と課題 保護者・地域連携に係る組織の現状と課題
8月	学校の地域連携に係る取組みの方向性について（意見交換）
11月	今後の具体的な取組み案について（意見交換）
1月	本年度の総括

2. コミュニティ・スクールとは

コミュニティ・スクールとは

コミュニティ・スクール＝学校運営協議会を設置した学校

平成29年3月「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正

→協議会の設置について、教育委員会に対し、努力義務を課す

コミュニティ・スクールの主な3つの機能

- ・ 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する
- ・ 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる
- ・ 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる

コミュニティ・スクール導入の背景

子どもたちや学校を取り巻く環境が**複雑化・多様化**



子どもたちや地域の輝く未来を創るためには、
「**社会総掛かり**」での対応、**学校・家庭・地域に**
よる一体的な取り組みが必要



それを実現可能にする仕組みの一つが、
コミュニティ・スクール

コミュニティ・スクールの構成員イメージ

委員 15 人以内で組織（対象学校の校長及び教職員を除き 10 人以内）

- （１） 保護者（PTA会長、役員等）
- （２） 地域住民（自治会長、町会長等）
- （３） 対象学校の運営に資する活動を行う者
（地域教育協議会メンバー、主任児童委員、
社会福祉協議会職員、保護司等）
- （４） 校長
- （５） 教職員（教頭、首席、コーディネーター等）
- （６） 学識経験者（大学教授、元校長等）

コミュニティ・スクールの展開イメージ①

「子どもにつけさせたい力」「めざす子ども像」などを共有し、どのような学校教育を行うことが望ましいかを協議



学校が授業等で実施する取組みに対し、
PTA、地域教育協議会、各種団体等が
どのような協力ができるかを協議

→ 社会に開かれた教育の実現



(例) 家庭科の調理実習や裁縫の授業への支援
社会科や生活科の町たんけんへの支援
英語の授業への支援
学校行事への支援 → 具体例は後述。

コミュニティ・スクールの展開イメージ②

学校教育以外の活動において、どのように豊かな心やたくましく生きるための健康・体力を育むかなどを協議



学校教育以外で、こども達に体験させたい内容を
P T A、地域教育協議会、各種団体から情報提供し、
その団体等が実施主体となり事業実施
→ **学校が実施主体とはならず**、地域等でも子どもを育てる



(例) 地域での祭り、夜間巡回、地域清掃
→ 具体例は後述。

コミュニティ・スクールと関連団体の相関図

コミュニティ・スクール

学校

保護者
P T A

町会
自治会

地域活動団体

学識経験者

★何か具体のイベント等を行う団体ではない。

●地域のなかで、地域の子ども達の育てたい姿、双方の役割分担を話し合い共有する組織

ア) 学校教育活動 → 主体は学校。各種団体等が協力できる内容を協議し、具体の協力項目を整理。

イ) 学校教育以外の活動 → 主体は、各種団体。具体の活動内容、及び関連する組織が連携する内容を整理。

共有した姿のもと各種組織が総がかりで学校教育、その他こどもの成長を支援

具体の活動の実施は、各種組織で展開。必要に応じて各種組織が連携

学校教育活動

主体

学校

支援
協力

保護者
P T A

町会
自治会

地域活動団体

学校教育活動以外の活動

主体

各種イベント等を実施する各種団体

支援
協力

実施する団体以外の組織

学校

事務局が考えるまとめ

- ・ 学校の困りごと、地域の思うことなどを学校と各種団体等が一同に集まり共有、役割分担を整理する場を設ける。
- ・ 共有した内容に基づき、個々の組織は
 - ア) 学校の学校教育活動（授業等）に協力
 - イ) 個別に主体的に学校教育活動以外のイベントを実施
- ・ 活動内容は、地域ごとに異なることに問題はない



地域の特色による社会総がかりで子ども達を育む



コミュニティ・スクールが取組む足がかりとなるものや必要な支援を検討したい。

3. 各種組織、団体の状況

PTA

【役 割】

- 保護者と教職員が協力して、学校における教育に関して理解を深め、その教育の振興に努める（1967年社会教育審議会報告）
- 単純に「学校のお手伝い」を目的とする団体ではなく、「**子どもたちのために保護者と学校が話し合う場**」であり、その先に「教育課題の共有や解決」「学びと交流」「地域との関係」がある

【主な活動内容】

- 広報活動**（PTAだより等の作成）
- 学校安全活動**（登下校見守り、ストップマーク作成、夏祭り巡回等）
- 学校行事支援**（運動会等の運営支援）
- 環境整備**（校内清掃、設備補修等）

【現 状】

- 富秋中学校と伯太小学校でPTAが解散
→富秋中学校では、必要な時に学校支援に参加できるサポーターを登録する「富ボラ」を運用
- 一方で活発にPTA活動が行われている学校も多い

地域教育協議会

【役 割】

- 地域でのさまざまな体験と多様な人たちとの交流により、
子どもの豊かな育ちと学びを培う
- 大人どうしのつながりを深め、ともに学び活動する
人間関係づくりをすすめる

【構成員】

- 校区長、町会長、自治会長、防犯支部長、少年補導員、
青少年指導員、子ども会役員、学校長、教職員、幼稚園長、
保育園長、PTA役員、地域住民 等

地域教育協議会

	これまでの主な取組み
和泉中校区	ふれあいコンサート、クリーン作戦、ふれあいニュース発行
郷荘中校区	教育講演会、ふれ愛まつり、箏教室、校区一斉清掃活動、子育て研修会、校区夜間巡回、広報誌発行
石尾中校区	ふれあい美化活動、石尾っ子フェスタ、親学習講座、健康体操教室、石尾っ子通信発行
北池田中校区	KIKフェスタ、トリオ発行
南池田中校区	アートトンネル事業、子育て通信発行、校区巡視、子育て講演会
槇尾校区	槇尾っ子まつり、子ども安全デー、翔け槇尾っ子発行
富秋中校区	いずみブックフェスティバル、映画上映、まちづくり・居場所づくりイベント
信太中校区	土曜教室、夢ここフェスタ、講演会、信太夢サポート21の発行、夜間巡回
光明台中校区	かがやけフェスタ、夏の防犯活動、校区巡回、登下校指導
南松尾はつが野校区	みなはつフェス、みなはつ夕涼み会、さわやかNEWS発行、校区見守り隊

和泉市・和泉市教育委員会



地域教育協議会

【現 状】

- 連絡調整、事務局等の実務を学校（教頭等）が担っている
校区が多い
- 構成メンバーの高齢化、実働できるメンバーの不足
- イベントや取組みが夜、土曜日、日曜日、祝日に実施されることが多いため、教職員が参加しにくい

学校協議員（R6で廃止）

【役 割】

- 校長の求めに応じて、校長の権限と責任に属する事項
（学校の教育目標や教育計画、教育活動の実施状況、
地域との連携の進め方等）について、学校経営を改善する
観点から積極的に意見を述べ、又は助言を行う。

【構成員】（若干人）

- 町会長、自治会長、元校長、地元議員、元PTA会長、
地域教育協議会メンバー、少年補導員等

4. 本市におけるコミュニティ・スクール 導入の経過

コミュニティ・スクールの導入経過

- 令和元年 南松尾はつが野学園にて学校運営協議会推進委員会 発足
- 令和2年 南松尾はつが野学園にて学校運営協議会 発足
- 令和4年 槇尾中学校区にて学校運営協議会推進委員会 発足
- 令和5年 全中学校、富秋中学校区にて学校運営協議会推進委員会 発足
- 令和6年 全中学校（槇尾、富秋校区含む）にて学校運営協議会 発足
全小学校（南松尾はつが野学園、槇尾、富秋校区除く）にて
学校運営協議会推進委員会 発足
- 令和7年 全小学校にて学校運営協議会 発足（学校協議員制度廃止）
- ※南松尾はつが野学園、槇尾学園、富秋中学校区の学校は1つの組織
その他の小中学校は、学校単位で1つの組織

《質疑》

5. コミュニティ・スクールの 取組事例について

和泉市での好事例

【A校】

- いじめ防止啓発「ピンクシャツデー」への協力
- 学校での出前講座をできる人の紹介
- 地元郵便局長による「金融リテラシー講座」の実施
- 地域の人を通じて地元ではない企業による「SDGs講座」の実施
- 職場体験の場の提供
- 田植え授業を行える協力者の紹介



和泉市での好事例

【B校】

- 公園にゴミ箱を設置することについての自治会と児童との対話

【C校】

- 子どもたちが安心して過ごすための「環境整備」に焦点を絞った学校支援活動の実施

6. コミュニティ・スクールを 進めていく上での課題

現状、課題と考えること

①学校運営協議会（コミュニティ・スクール）への理解

- ・これまでの学校協議員、地域教育協議会との違いが浸透しておらず、具体的な取組みについての協議、熟議にまでいたっていない学校が多くある。

②学校を支援したい団体と学校とのマッチング

- ・学校運営協議会の機能の一つである支援主体への協力依頼のルートが限られている

→次回以降、取組み案の提示、意見交換を行うこととしたい。

他自治体における事例

【枚方市の事例】

- 「枚方市におけるコミュニティ・スクールについて」まとめた文書をホームページ等により**広く市民に周知**

【滋賀県の実例】

- 家庭教育の向上に向けた職場づくりをはじめ社会全体で子どもの育ちを支えるために、経営者・従業員をあげて自主的に取り組んでいただける企業と県教育委員会が協定を結び、協力して家庭教育の向上を推進しようとする制度「しがふあみ」

学校や地域での子どもたちの様々な活動に企業として、また地域住民の一員として積極的に協力、支援

《意見交換》